

令和7年5月14日

関係各位

栃木県産業労働観光部
工業振興課長 郷 秀憲

(一社) 栃木県 LP ガス協会
会長 伊藤 彰紀

液化石油ガス法改正省令に係る講演会の開催について

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、LP ガスの商慣行については、従来から LP ガス事業者の自社への利益誘導のための過大な営業行為や、不動産関係者・建設業者からの利益要求など不適切な取引関係の存在に加え、LP ガス事業者が賃貸集合住宅のオーナーなどにエアコンやガス器具などを無料で提供し、その費用を LP ガス料金に上乗せして消費者に請求するといった実態も指摘されてきました。

国では、このような LP ガスの商慣行を是正するために、液化石油ガス法改正省令を令和6年4月2日に公布し、これまで「過大な営業行為の制限」、「LP ガス料金等の情報提供」及び「三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示及び LP ガス消費と関係のない設備費用の LP ガス料金への計上禁止）」が施行となりました。

改正省令施行後の LP ガス販売の現場においては、事業者だけではなく、消費者や賃貸住宅のオーナーの方々からも疑問や不安の声が寄せられており、長年続いてきた商慣行を是正していくためには、LP ガス販売事業者だけではなく、LP ガスを利用する消費者や不動産関係者等の皆様のご理解とご協力が不可欠であると考えております。

こうした中、皆様のご理解とご協力を深めていただくために、液化石油ガス法を所管する経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部 燃料流通政策室長 日置純子 様をお招きし、下記のとおり講演会を開催することといたしました。

つきましては、是非ご参加くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、誠に恐れ入りますが、会場の円滑な運営のため、参加者につきまして別紙により5月27日（火）までにご報告願います。

記

- 1 日時 令和7年6月3日（火）11:00～12:30
- 2 場所 栃木県ガス会館
宇都宮市東今泉 2-1-21 **※裏面の地図を参照ください**
- 3 内容
 - (1) 講演
演題（仮題）LP ガスの商慣行是正について
講師 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室長 日置純子 氏
 - (2) 栃木県及び栃木県 LP ガス協会の取組

(一社) 栃木県 LP ガス協会
担当 田中・佐藤
電話 : 028-689-5200
FAX : 028-661-3309
Eメール : totigilp@green.ocn.ne.jp